

国立大学法人京都會計規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略) (予算の作成) 第13条 (略) 2 総長は、<u>作成した予算案について、経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、役員会の議を経て、予算を決定する。</u> 第14条 総長及び予算責任者は、<u>所定の手続を経ずして予算を変更することはできない。</u> (中 略) (年度決算) 第48条 } (略) 2 } 3 総長は、財務諸表等により、<u>経営協議会による審議の後、役員会の議を経て、決算を決定しなければならない。</u> (決算報告) 第49条 総長は、決算を決定した後、前条における財務諸表等に、監事及び会計監査人の意見を付し、毎年6月30日までに文部科学大臣へ提出するものとする。 (後 略)</p>	<p>(予算の作成) 第13条 (同 左) 2 予算は、<u>予算案により経営協議会及び教育研究評議会による審議の後、運営方針会議の決議により決定する。</u> 第14条 予算の変更を行う場合は、<u>前条の手続に準じて予算を変更しなければならない。</u> (年度決算) 第48条 } (同 左) 2 } 3 決算は、財務諸表等により経営協議会による審議の後、<u>運営方針会議の決議により決定する。</u> (決算報告) 第49条 総長は、<u>運営方針会議が決算を決定した後</u>、前条における財務諸表等に、監事及び会計監査人の意見を付し、毎年6月30日までに文部科学大臣へ提出するものとする。  附 則 (令和6年達示第65号) この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>